

【懲戒】

氏名 司法書士 田所 紳二

登録番号 兵庫第1173号

登録年月日 平成12年7月27日

事務所所在地 兵庫県尼崎市武庫之荘2丁目3番1号3F

司法書士法第3条第2項第2号（簡裁訴訟代理等関係業務）認定番号 第214203号

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主 文

司法書士法第47条第2号の規定により、被処分者を平成23年6月1日から業務停止3週間に処する。

処分の事実及び理由

第1 処分の事実

- 1 司法書士田所紳二（以下「被処分者」という。）は、平成11年9月9日付けで大阪司法書士会に入会し、平成12年7月27日付けで同会を脱会、同日付けで兵庫県司法書士会に入会し、兵庫第1173号をもって登録を受け、現在、上記事務所において、司法書士の業務を行っている者である。
- 2 被処分者は、平成12年ころ、不動産業者を通じて受託した登記申請事件について、当該不動産業者の求めに応じ、1件当たり金1万円程度の紹介料を渡しており、その回数は少なくとも5回に及んだ。
- 3 被処分者は、平成19年ころ、不動産業者を通じて受託した登記申請事件について、当該不動産業者の求めに応じ、1件当たり金1万円から2万円までの紹介料を渡しており、その回数は少なくとも3回に及んだ。
- 4 兵庫県司法書士会は、被処分者に不当誘致行為の疑いがあるとして、調査を実施したところ、被処分者は、聴取には応じるが関係書類の提出を拒むなど、十分な調査協力をしなかった。

そこで、同会は、被処分者に対して、平成22年6月10日付けで、①綱紀委員会の調査に真摯に協力し、綱紀委員会が要求する関係書類を提出すること、②司法書士法、司法書士倫理及び会則を遵守することとの注意勧告を行った。

なお、被処分者は、この処分に対して不服申立てをしていない。

- 5 当局は、兵庫県司法書士会から、司法書士法施行規則第41条に基づく上記の報告を

受け、同規則第42条に基づき調査を実施した。しかし、被処分者は、聴取には応じるが、関係書類の提出を拒み、自らの不当誘致行為の疑いを否定するための積極的な説明も行わなかった。

第2 処分の理由

以上の事実は、当局及び兵庫県司法書士会の調査並びに被処分者の供述から明らかである。

被処分者は、上記のとおり、不動産業者に対して、自認しているだけで少なくとも、平成12年ころに5回、平成19年ころに3回の紹介料を支払うことにより、登記申請事件を受託していたものと認められる。

また、被処分者は、当局の調査に対し、関係書類の提出を拒み、自らの不当誘致行為の疑いを否定するための積極的な説明も行わず、十分な調査協力をしなかった。

このような被処分者の行為は、司法書士法第2条（職責）、第23条（会則の遵守）、司法書士法施行規則第26条（依頼誘致の禁止）、第42条第4項（資料及び執務状況の調査）、兵庫県司法書士会会則第55条（会員の調査受任義務）、第106条（会則等の遵守義務）の各規定に違反する。

よって、司法書士法第47条第2号の規定により、被処分者を主文のとおり処分する。

この処分に対して不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大阪法務局長に対し審査請求をすることができる。

平成23年6月1日 神戸地方法務局長